

一般競争入札実施要領

【自動販売機設置に係る公有財産の貸付】

【南和広域医療企業団】

自動販売機設置に係る公有財産の貸付については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札実施要領によるものとします。

入札に参加する者は、次に示した事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、一般競争入札実施要領に疑問がある場合は、4により質問することができます。

1 貸付物件に関する事項

(1) 貸付期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

※この期間には、撤去にかかる期間を含みます。なお、2019年3月31日までに設置を完了してください。

(2) 貸付条件等

ア 自動販売機の撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。

光熱水費は、自動販売機の年間消費電力量等を用い算定し、請求しますので南和広域医療企業団（以下、「企業団」という。）が指定する期限までに納入してください。

イ 販売品目等については、「仕様書」（別紙）のとおりです。

ウ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- 2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- 2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

- 3) 自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策を施し、据え付け面を十分に確認したうえで、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- 4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、企業団の指示に従うこと。

- 5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

また、企業団は、それらの手続等に関する報告をさせることができる。

- 6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

- 7) 自動販売機を設置する際は、事前に企業団と打ち合わせを行うこと。

オ 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を企業団に請求することができません。

カ 設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己都合により契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の3ヶ月前までに企業団に書面により通知すること。

この場合、既納の貸付料は返還しません。

なお、設置事業者が、自己都合により契約解除の通知を行い、契約解除の日が翌年度になった場合は、当該年度の納付金額を納付していただくことになります。

キ カにより契約を解除した場合、設置事業者は、自動販売機設置に係る次回の入札の参加ができません。また、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として企業団に納付しなければなりません。

(3) 南和広域医療企業団五條病院の参考データ（平成30年度）

ア 概要

1) 所在地

五條市野原西5丁目2番59号

2) 診療科

内科、整形外科

3) 病床数

90床（3階一般45床、4階療養（医療）45床）

※4階のうち19床は休床中

4) 1日平均外来患者数

約50人

5) 1日平均入院患者数

約65人

イ 勤務者数等（団体職員等を含みます。）

約90人

2 入札参加申込みの方法

この物件の入札に参加しようとする者は、「一般競争入札参加申込書」（様式1）に必要な書類を添付して、2の（2）まで提出すること。

なお、期限までに一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類を提出しない者、又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

(1) 提出期間

公告日から平成31年3月11日（月）【必着】

条例に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

(2) 提出場所

〒637-8511（固有番号：住所記載不要）

五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団 五條病院 事務部

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

書留郵便による郵送又は持参とします。

(5) 提出書類

添付資料は下記のとおりとし、一般競争入札参加申込書とともに提出してください。

複数の物件を申し込むことができます。ただし、入札群1の落札者は、自動的に入札群2の入札資格を失うこととします。

なお、平成31年2月8日付け南和広域医療企業団公告第11号で公告した「自動販

売機設置に係る公有財産の貸付」において、入札参加資格を有することの確認通知（入札参加可否通知書）を受けた者にとっては、その写しを添付することで、下記ウ及びエの書類の添付を省略することができます。

- ア 「誓約書」（様式 2）
- イ 設置する自動販売機のカタログ
- ウ 個人の場合住民票抄本
法人の場合法人登記簿謄本（全部事項証明）
- エ 納税書類等の写し
 - 1）県税事務所が過去 3 月以内に発行した納税確認書
 - 2）所管税務署が過去 3 月以内に発行した納税証明書

3 入札説明及び現地説明

実施しません。

貸付物件については、条例に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）に各設置場所を確認していただくことができます。

設置場所の確認を希望する場合は、事前に企業団に対し、その旨の連絡を入れてください。

（問い合わせ先は「1 1 問い合わせ先」を参照してください。）

なお、設置場所の確認は、質問受付期間に準じて行ってください。

4 一般競争入札実施要領等に関する質問及び回答

（1）受付期限 平成 3 1 年 3 月 1 4 日（木）午後 5 時まで

（2）受付方法

入札参加申込者で、質問がある場合は、「質問票」（様式 3）に必要事項を記入し、下記（1 1 問い合わせ先）に電子メールにて提出してください。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。

なお、件名に【自動販売機設置に係る公有財産の貸付への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到着確認を行ってください。

（3）回答方法

受付期間内に受理した質問の要旨と併せて、企業団ホームページ内で平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金）午後 5 時以降に行います。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けません。

また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなします。

5 入札書の様式及び提出等

（1）入札書の様式は、「入札書」（様式 4）とします。

なお、入札書は、入札群毎に作成してください。

（2）封筒の表に「平成 3 1 年 3 月 2 2 日入開札 自動販売機設置に係る公有財産の貸付についての一般競争入札入札書在中【入札群 〃】」と記載し、入札書を入れ、封印の処理をし、企業団五條病院事務部宛てとしてください。

（3）入札は、郵送又は持参の方法に限ります。

（4）郵送による入札書の受付期間は、平成 3 1 年 3 月 1 8 日（月）から同年 3 月 2 0 日（水）午後 5 時【必着】到着分までです。必ず、書留郵便にて期間内に提出してください。

（5）入札書を郵送（書留郵便に限ります。）により提出する場合は、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成 3 1 年 3 月 2 2 日入開札 自動販売機設置に係る公有財産の貸付につい

ての一般競争入札入札書在中」と朱書きし、5の(2)により作成した中封筒を表封筒に入れ、平成31年3月20日(水)午後5時必着で、2の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。

- (6) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しません。
- (7) 中封筒の表面に入札群の記載の無いものは、無効とします。
- (8) 入札書は、1入札群につき1通とし、再度の入札は行いません。
- (9) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (10) その他
 - ア 一度提出した入札書については、これの書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 - イ 入札書は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。

6 入札保証金 免除します。

7 入開札の日時及び場所

(1) 入開札の日時

平成31年3月22日(金)

入札群1 午前 9時30分入開札

入札群2 午前10時00分入開札

(2) 入開札の場所

五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団五條病院 会議室

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札説明書に記載する一般競争参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の脱落などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 入開札時の立会を希望する場合は、入開札の所定の時刻の5分前までに入開札場所にお越しください。所定の入開札時刻に遅れた場合は、入室することはできません。なお、入室は1名とします。

入札者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

- (2) 有効な入札を行った者の内、入札書に記載された金額が最高の価格をもって入札した者

を落札者とします。

- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」により決定します。

1 0 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 本書に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び奈良県会計規則の定めるところによります。

1 1 問い合わせ先

〒637-8511（固有番号：住所記載不要）

五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団五條病院 事務部

電話番号 0747-22-1112

ファックス番号 0747-25-2860

電子メールアドレス g-jimukyoku@nanwairyou.jp

ホームページアドレス <http://nanwairyou.jp/gojo>

(封筒記載例)

入札書封筒の作成例

入札群毎に1封筒作成してください。

【封筒表面】

「平成31年3月22日入開札 自動販売機設置に係る公有財産の貸付についての 一般競争入札入札書在中【入札群〇】」
入札者住所 名称 代表者名

【封筒裏面】

封印

封印

封印

※封緘後、封筒の貼り合わせ部分3カ所に入札書に使用する印で封印してください

(入札書を郵送する場合について)

書留郵便	〒637-8511 五條市野原西5丁目2番59号 南和広域医療企業団五條病院 事務部 宛て
平成31年3月22日入開札 自動販売機設置に係る公有財産の貸付についての 一般競争入札入札書在中	

※入札書は、1つの入札群のみ参加する場合でも、必ず封筒に入れ作成例に従い作成し、書留郵便にて、郵送してください。

(別紙) 仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた機種とすること。
- (4) 原則として、災害援助ベンダー（充電機搭載型）の機種を採用すること。
- (5) 災害発生時に、企業団が飲料の提供を必要と判断した場合には、事業者が所有する自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は飲料とし、缶・ビン・ペットボトル・紙パック等の密閉式容器または紙カップとすること。ただし、酒類は除く。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 自動販売機を設置するに当たっては、転倒防止策を施し、据え付け面を十分に確認したうえで、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、企業団の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機を設置する際は、事前に企業団と打ち合わせを行うこと。

4 注意事項

紙カップ容器の場合、給排水設備の設置が不可のため、飲料提供時に必要な水湯はタンクの設置により確保すること。

また、「フタ」（飲み口付き）が自動でセットされる機能を有すること。